平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池 導入支援事業費補助金

-量産型登録蓄電システムに関する公募-

公 募 要 領

平成27年3月



平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 量産型登録蓄電システムの応募をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。 当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に対処いたします。

従って、当法人の補助金に対する量産型登録蓄電システムの応募をされる方におきましては、 以下の点につきましては、十分ご認識いただいたうえで量産型登録蓄電システムに関する全て の手続きに関して適正に行っていただきますようお願いします。

- 1. 量産型登録蓄電システムとして登録を行った申請者は、SIIが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、申請書全てについて、その一式を本補助金事業の終了から5年以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければなりません。
- 2. 量産型登録蓄電システムの登録申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
- 3. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
- 4. 前項により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
- 5. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより量産型登録蓄電システム製造事業者等の関係者の関与が認められたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
- 6. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金が交付されているときには、当該機器の製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。

目 次

1. 事業概要	1 ~ 2
2. 補助額の考え方	3 ~ 7
3. 事業スキーム	8 ~ 9
4. 量産型登録蓄電システムに関する公募概要	10
5. 量産型登録蓄電システム公表までの流れ	11
6. 公募対象機器	12
7. 公募対象者の要件	13 ~ 14
8. 量産型登録蓄電システム申請の同意事項	15
9. 補助対象基準	16 ~ 18
10. パッケージ型番についての基本ルール	19
11. 補助対象範囲	20
12. 補助対象範囲例	21 ~ 22
13. 申請方法•提出書類	23
14. 申請書の提出先・審査・公表等	24
15. 更新履歴	25

1. 事業名 : 平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

2. 事業目的 : 本補助金は、家庭及び事業者等での定置用リチウムイオン蓄電池(以下、「蓄電システム」

という。)の導入に必要な経費の一部を補助し、これらの主体における電力使用の合理化を

促進することを目的とします。

3.補助対象機器: 「量産型登録蓄電システム」と「大型カスタム蓄電システム」の2種類を補助対象とします。

① 量産型登録蓄電システム

量産型登録蓄電システムに関する公募に対し、機器製造事業者等から申請があり、SIIに補助対象機器として認められ、あらかじめSIIに登録される蓄電システム

② 大型カスタム蓄電システム

単電池の定格容量×セル数が4800Ah・セル以上で、蓄電システム製造前に蓄電システムの使用者(所有者)と蓄電システムを提供するSIIに認められた機器製造事業者等の間において、仕様に関して書面による合意が存在する蓄電システム

- ※ 大型カスタム蓄電システムは、事前に蓄電システムの登録を行わず、導入 を希望する補助事業者の申請毎に審査を行います。
- ※ 詳しくは、「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」をご参照ください。
- ※ 補助対象範囲については、P.20をご参照ください。
- 4. 補助事業者 : ・ 個人 (個人事業主含む)

(補助率)

- 法人
- ※ 蓄電システムの設備そのものを貸与する場合は、蓄電システムを貸与する事業者(以下、「対象機器所有権者」という。)と蓄電システムを使用する個人又は法人(以下、「対象機器使用者」という。)にて、共同で申請してください。なお、申請をする場合は対象機器所有権者が主となり申請を行ってください。
- 5. 補助額 : 蓄電システム購入金額と、蓄電システム毎に定められた目標価格との差額の2/3以内

※ 詳しくは、P.5~9をご参照ください。

6. 設置場所毎の: 【個人・法人】 1 住宅あたり上限100万円 補助上限額 【法人】 1 事業所あたり上限1億円

※ 補助対象機器毎の補助上限額についてはP.7をご参照ください。

7. 補助金申請手順:

『交付申請』と『実績報告』の2段階です。

交付申請

補助対象機器に関わる購入契約後かつ設置前に「補助金交付申請書」(以下、「交付申請書」という。)をSIIへ提出し、SIIから「交付決定通知書」を受領してください。

- ※ 購入契約は、交付申請受付開始後かつ補助対象機器登録後に行ってくだ さい。
- ※ 交付決定通知書受領前に、補助対象機器の設置工事に着手した場合 (設置工事が不要な場合は使用開始した場合)は補助対象外となります のでご注意ください。

実績報告

補助対象機器の設置・引き渡しの完了、及び補助対象費用の支払いが完了した後、「補助事業実績報告書 兼 取得財産等明細表」(以下、「実績報告書」という。)をSIIへ提出し、SIIから「補助金の額の確定通知書」を受領してください。

8. 申請受付期間:

交付申請

平成27年 3月30日(月)~ 平成27年12月28日(月) 郵便私書箱必着

※ 交付申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内で あっても交付申請の受付を終了します。

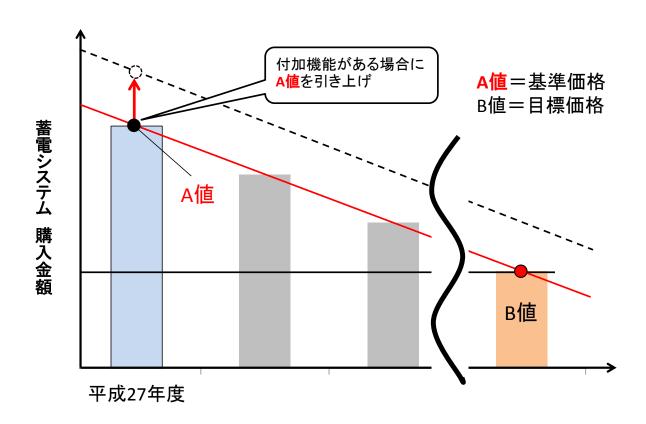
実績報告

平成27年 3月30日(月)~ 平成28年 1月29日(金) 郵便私書箱必着

9. 補助事業費総額: 130億円

1. 補助額の : 本事業の補助額は、蓄電システム毎に設定される基準価格(A値)、目標価格(B 考え方 値)及び蓄電システムの購入金額にて決定します。

2. 基準価格 目標価格 の設定目的 将来、自立的に普及する蓄電システム市場を成立させるため、蓄電システム毎の基準価格をベースに補助率を変動させます。製造・販売事業者側が機器の価格を低減させた際にインセンティブを付与し、それによる市場の活性化と、量産体制整備後のコストダウンを加速させることを目的とします。



3. 基準価格 (A値) ■補助対象機器の基準価格(A値)の算定方法

下記①~③の合計金額が基準価格(A値)となります。 ①基礎 (システム・筐体等) — 20万円 ②蓄電池部 -- 16万円 / 1kWh 系統連系等 -3万円] ③付加機能 付加機能が複 太陽光発電システム連携 -3万円 数ある場合は、 高サイクル耐久性 -3万円「それぞれを合 ECHONET Lite対応 -3万円 | 算します。 量産型登録 蓄電システム 付加機能 カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。系統連系 系統連系等 可能である旨の明記がない場合は、系統運転と春電池運転の切換時間が10ms以下であり、かつ 任意の時間にタイマーもしくは通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。 太陽光発電 システム連携 太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能 高サイクル耐久性 2,000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上である。 ECHONET Lite ECHONET Lite 規格に準拠し、かつ接続可能なHEMS機器がカタログもしくはパンフレット等に 下記①と②の合計金額が基準価格(A値)となります。 ①基礎(システム・筐体等)-- 定格出力に応じた金額 蓄電システム 定格出力 金額 蓄電システム 定格出力 金額 20万円 2 5 0 k W以上 300kW未満 10kW以上 ~ 160万円 300kW以上 50 k W未満 3 5 0 k W未満 大型カスタム 50kW以上 100kW未満 3 2 0 万円 350kW以上 4 0 0 k W未満 1,280万円 蓄電システム 480万円 400kW以上 100kW以上 150kW未満 4 5 0 k W未満 1.440万円 200kW未満 4 5 0 k W以上 1.600万円 1 5 0 k W以上 640万円 200kW以上 2 5 0 k W未満 800万円 — 16万円 / 1kWh ②蓄電池部

4. 目標価格 : (B値)

■補助対象機器の目標価格(B値)の算定方法

	下記①と②の合計金額が目標価格(B値)となります。				
量産型登録 蓄電システム	①基礎(システム・筐体等) —— 10万円				
田屯マハノム	②蓄電池部 ————————————————————————————————————				
	下記①と②の合計金額が目	目標価格(I	B 値)となります。		
			delle de la colla		
	①基礎(システム・筐体等	爭) ———	定格出力に応じ	じた金額	
	①基礎(システム・筐体等 番電システム 定格出力	手)	定格出力に応し 蓄電システム 定格出力	ジた金額 	
			7011111777770		
大型カスタム	蓄電システム 定格出力	金額	蓄電システム 定格出力	金額	
大型カスタム 蓄電システム	著電システム 定格出力	金額 10万円	蓄電システム 定格出力 250kW以上 ~ 300kW未満	金額 300万円	
1	蓄電システム 定格出力 10kW未満 10kW以上 ~ 50kW未満	金額 10万円 50万円	蓄電システム 定格出力 250kW以上 ~ 300kW未満 300kW以上 ~ 350kW未満	金額 300万円 350万円	
1	蓄電システム 定格出力 10kW未満 10kW以上 ~ 50kW未満 50kW以上 ~ 100kW未満	金額 10万円 50万円 100万円	蓄電システム 淀格出力 250kW以上 ~ 300kW未満 300kW以上 ~ 350kW未満 350kW以上 ~ 400kW未満	金額 300万円 350万円 400万円	
1	蓄電システム 定格出力 10kW未満 10kW以上 ~ 50kW未満 50kW以上 ~ 100kW未満 100kW以上 ~ 150kW未満	金額 10万円 50万円 100万円 150万円	蓄電システム 定格出力 250kW以上 ~ 300kW未満 300kW以上 ~ 350kW未満 350kW以上 ~ 400kW未満 400kW以上 ~ 450kW未満	金額 300万円 350万円 400万円 450万円	

※ 量産型登録蓄電システムの基準価格(A値)及び目標価格(B値)は、SIIの ホームページをご参照ください。 5. 補助対象経費: 「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の目標価格(B値)」との差額 を補助対象経費とします。

6. 補助率及び : 「蓄電システム購入金額」と「当該補助対象機器の基準価格(A値)」により、 補助額の計算 以下のように補助対象経費に対する補助率が決定し、補助対象経費に補助率を乗 じて得られた金額が補助額となります。

①「蓄電システム購入金額」が<u>A値を上回っている</u>場合

1/ 補助対象経費の /3

【計算式】 (蓄電システム購入金額-目標価格B値)×1÷3

②「蓄電システム購入金額」がA値以下の場合

2/ 補助対象経費の /3 若しくは 蓄電システム購入金額の /4

のいずれか高い金額

【計算式】

(蓄電システム購入金額-目標価格B値) × 2 ÷ 3 = X 蓄電システム購入金額× 1 ÷ 4 = Y XとYのいずれか高い金額を補助

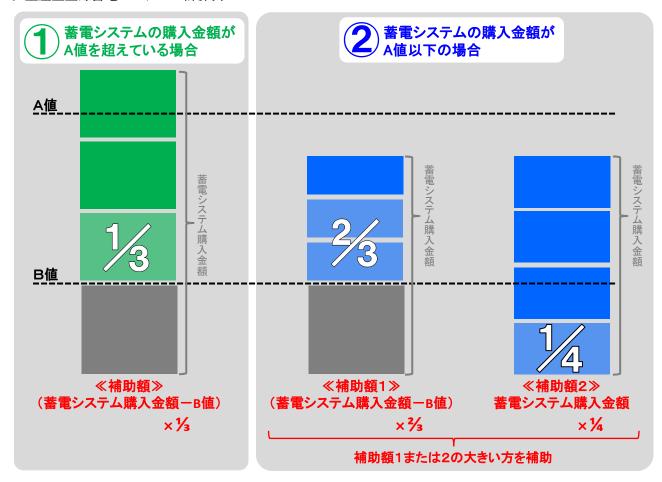
- ※ 小数点以下は切り捨てとする。
- ※ 量産型登録蓄電システムについては、SIIホームページに「補助額計算」 ページがあります。補助額算出の参考としてください。

SIIは「補助額計算」機能またはその計算結果の利用により、申請者または第三者に生じた損害や不利益について一切その責任を負いません。必ず申請者自身で補助申請金額の計算を行った上で、申請を行ってください。

7. 補助対象 機器毎の 補助上限金額 蓄電システム購入金額が当該補助対象機器の基準価格(A値)と同額であった場合の補助額【(A値-B値)×2÷3】を補助対象機器毎の補助上限額とします。

※ 設置場所毎の補助上限額についてはP.1 をご参照ください。

8. 量産型登録蓄電システムの計算例



補助額の計算例

蓄電システムの仕様:【蓄電容量】6.25kWh 【付加機能】高サイクル耐久性 【台数】1台

■ステップ1:基準価格(A値)、目標価格(B値)を算出する

基準価格(A値) (蓄電池部16万円×6.25kWh)+ 基

(蓄電池部16万円imes 6.25kWh)+ 基礎20万円 + 付加機能3万円 = 123万円

目標価格(B値)

(蓄電池部 8万円×6.25kWh) + 基礎10万円

= 60万円

■ステップ2:蓄電システムの購入金額から補助額を算出する

購入金額が150万円の場合

A値を超えているため①にて算出

(購入金額150万円 — 目標価格B値60万円) $\times \frac{1}{2}$ = 補助額 30万円

購入金額が120万円の場合

A値以下のため②にて算出

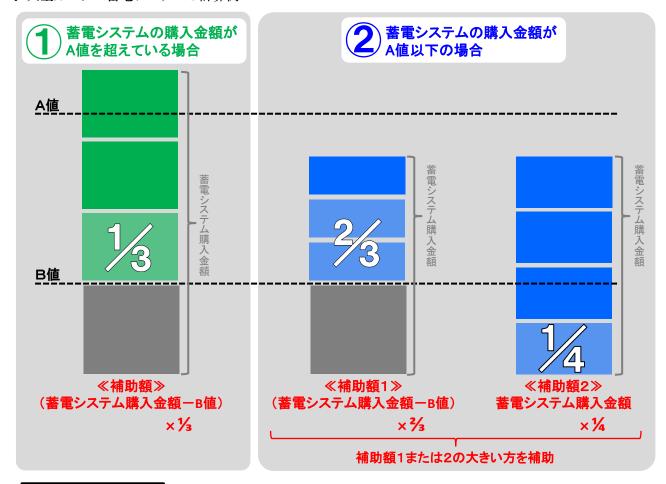
【補助額 1 】(購入金額120万円 - 目標価格B値60万円) imes % = 補助額 <math>40万円

【補助額2】 購入金額120万円 imes $frac{1}{4}$

= 補助額 30万円

【補助額1】>【補助額2】のため 補助額 40万円

9. 大型カスタム蓄電システムの計算例



補助額の計算例

蓄電システムの仕様:【蓄電容量】75kWh 【定格出力】150kW 【台数】1台

■ステップ1:基準価格(A値)、目標価格(B値)を算出する

基準価格(A値)

(蓄電池部16万円×75kWh) + 基礎640万円 = **1,840万円**

目標価格(B値)

800万円 (蓄電池部 8万円×75kWh) + 基礎200万円 =

■ステップ2:蓄電システムの購入金額から補助額を算出する

購入金額が2,900万円の場合

A値を超えているため①にて算出

(購入金額2,900万円 - 目標価格B値800万円) × ⅓ = 700万円 補助対象機器毎の補助上限額を上回っているため 補助額 6,933,333円

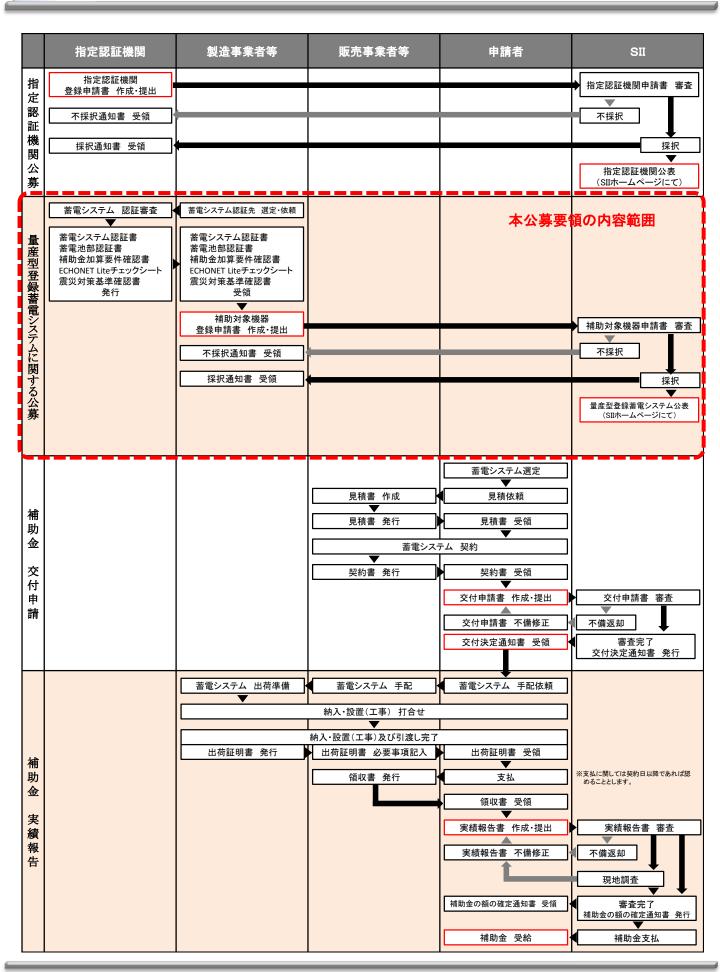
購入金額が1,700万円の場合 A値以下のため②にて算出

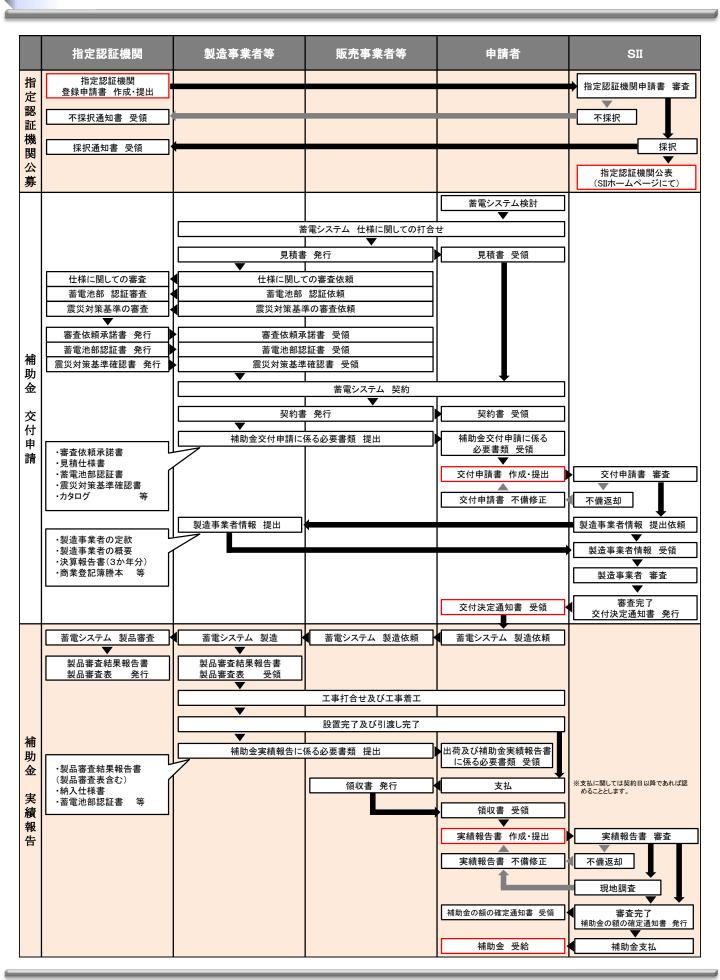
【補助額1】(購入金額1,700万円 - 目標価格B値800万円) $\times \frac{2}{5} =$ 補助額 600万円

購入金額1,700万円 × ¼ 【補助額2】

= 補助額 425万円

【補助額1】>【補助額2】のため 補助額 600万円





量産型登録蓄電システムに関する公募概要

1. 公 募 名 称 : 平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

量産型登録蓄電システムに関する公募

2. 公募対象機器 : 量産型登録蓄電システム

4

SIIに登録された指定認証機関の審査により、本補助金の補助対象基準を満たしていることを証明する認証書等が発行されている蓄電システムを対象に公募します。

- ※ 詳しくは「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費 補助金 補助対象基準」をご参照ください。
- ※ 大型カスタム蓄電システムは、事前に蓄電システムの登録を行わず、導入 を希望する補助事業者の申請毎に審査を行うため、本公募の対象外となり ます。詳しくは補助金の申請受付開始時に公表される「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 応募要領」に掲載いた します。
- 3. 公募対象者 : 下記のいずれかの事業者を公募対象者とします。
 - ・蓄電システムの製造事業者
 - ・蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者
- 4. 申 請 方 法 : 申請書をSIIのホームページからダウンロードし、各様式及び必要書類を下記 の申請受付期間内に提出してください。
- 5. 公 募 期 間 : 平成27年3月16日(月) ~ 平成27年11月30日(月)(必着)(申請受付期間)
 - ※ 公募期限前であっても、補助金の申請における交付申請の受付が終了した 場合、補助対象機器の登録申請の受付を終了します。

ただし、既に補助対象機器の登録がされている製造事業者については、公募期限まで申請が可能です。なお上記を満たし、交付申請の受付終了後に補助対象機器の登録申請を行う場合は、SIIが製造事業者に対して、一定の制約を付すことがあります。

6. 公募説明会 : 量産型登録蓄電システムに関する公募にあたり、以下の会場・日程にて説明会を 開催予定です。

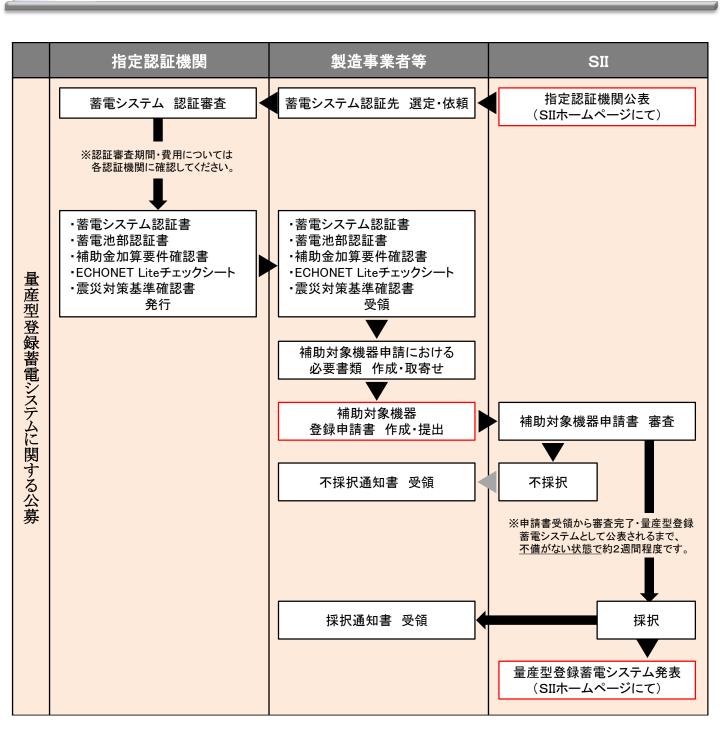
平成27年3月17日(火) 東京会場

平成27年3月19日(木) 仙台会場

平成27年3月20日(金) 福岡会場

平成27年3月23日(月) 大阪会場

※詳しくはSIIのホームページをご参照ください。



本公募において対象となる蓄電システムは、蓄電容量が 1.0 k W h 以上の蓄電池部と、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、S I I が定める「平成 2 6 年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」に準拠していることが指定認証機関によって認められている蓄電システムとします(下表参照)。なお、リチウムイオン蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電気的エネルギーを供給する蓄電池とします。また、補助対象となる機器は未使用品に限ります。

【補助対象基準】(抜粋)

基準		技術基準	提出書類	
	性能および 表示基準	① 蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。 ② 定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 (詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「性能基準項目の測定方法(別紙1)」を参照すること。)	測定データ、製品の添付書類などを指定認証機関が確認をした書類等(認証機関が発行する認証書もしくは付属書の写し)	
	蓄電池部	「JIS C 8715-2」に準拠すること。 (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	指定認証機関による部品認 証に合格したことを証明する 認証書等	
安全基準	蓄電システム	次の①及び②に準拠すること。 ① 「JIS C 4412-1」又は「JIS C 4412-2」に準拠すること。 ② 補助対象基準「蓄電システムの一般及び安全要求事項(1)(別紙2)」の耐周囲環境試験(5.8項)、電磁妨害(10項)、負荷への電力品質(11項)に準拠すること。 (その他詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。)	指定認証機関による蓄電システム認証に合格したことを 証明する認証書等	
	震災対策基準	次の①又は②のいずれかが「蓄電システムの震災対策基準(別紙6)」に準拠すること。 (詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照すること。) ① 単セル ② 蓄電システム	指定認証機関による製品審 査に合格したことを証明する 震災対策基準確認書	

- ※ 詳しくは別紙「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」 をご参照ください。
- ※ 補助対象基準については、今後の国内外における規格の整備の進捗、その他の市場環境の変化に応じ、 所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。

量産型登録蓄電システムの登録を行う製造事業者等は次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 対象蓄電システムを国内において自社の製品として販売していること、又は販売を予定していること。
 - ※ 販売開始時期を量産型登録蓄電システムの申請書に明記してください。
 - ※ 他社製品をOEM製品として量産型登録蓄電システムの登録をする場合は、量産型登録蓄電システムの申請書類にOEM契約書等を添付してください。
- (2) 申請法人の定款、概要、決算報告書(直近3か年分)及び商業登記簿謄本(原本)を提出できること。

定款	定款の事業目的において、蓄電システムに関する事業が記載されている箇所を示 してください。
概 要	申請法人を説明する書類(会社案内等)を提出してください。また、別途組織図 等を記載し、申請担当者の部署名を示してください。
	①第三者が認めたことが分かる次の書類の写しを提出してください。 例)会計監査人の認印がある書類、税務申告書、証券取引所への報告書、 製本された年報 等
決算報告書	②会社が設立して間もない等の理由で直近3か年分の決算報告書が揃わない場合は、事業の継続性に問題がないことを証明するため、主要取引銀行あるいは公認会計士の推薦書を別途提出してください。また、分離独立等で3か年分揃わない場合は、分離前の決算報告書と合わせて3か年分を提出してください。
商業登記簿謄本 (原本)	商業登記簿謄本は、申請前3か月以内に発行された原本を提出してください。

- (3) 製造及び販売事業者として、製造物責任法(PL法)を遵守できること。
- (4) 複数の機器の組合わせで構成される蓄電システムを販売する場合は、補助対象とする機器の組合せ 毎にパッケージ型番を付番し、必ず指定認証機関による認証を受けて販売できること。
 - ※ パッケージ型番についてはP.19を参照してください。
- (5) 出荷・サービスに関しては情報セキュリティに配慮すること。
- (6) 出荷された蓄電システムのパッケージ型番に付番された製造番号で、設置場所住所等が把握できる 社内体制(トレーサビリティが確保できる体制)が、法定耐用年数(6年間)以上組まれていること。
 - ※ 社内体制を説明できる書類(自由形式)を申請書に添付してください。申請法人の概要に記載がある場合は、その旨がわかるように付箋やマーカー等で目印をつけてください。

- (7) 有償無償を問わず、量産型登録蓄電システムの法定耐用年数(6年間)の間、設置する蓄電システムの保証、修理、メンテナンス、サポートが継続して行うことができ、そのための拠点を国内に有すること。
 - ※ 国内サービス拠点数を申請書に明記し、サービス拠点一覧(自由形式)を添付してください。 申請法人の概要にサービス拠点一覧の記載がある場合は、その旨がわかるように付箋やマー カーで目印をつけてください。
- (8) 企業情報、並びに蓄電システム情報の掲載が行うことができるホームページを有すること。
 - ※ 事業者情報URLと製品情報URLを申請書に明記してください。
- (9) 使用済み蓄電池について、適切に廃棄または回収する方法を、蓄電システムの添付書類(取扱説明書等)及びホームページに明記して使用者(所有者)に示すこと。
 - ※ 蓄電池部分が分離されるものについては蓄電池部の添付書類(取扱説明書等)に明記してください。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

- (10) 申請する量産型登録蓄電システムを生産(販売)終了とする場合は、あらかじめSIIへ報告すること。その報告を受けて、SIIホームページに掲載されている量産型登録機器一覧内に「生産終了」であることを掲載します。
- (11) 量産型登録蓄電システムを申請する製造事業者等は、「量産型登録蓄電システム申請の同意事項」P.15に同意すること。なお、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

- 1. 本事業で定める補助対象基準は補助対象を選定するための基準であり、対象とする蓄電システムの安全性についてSIIが担保するものではありません。設置された量産型登録蓄電システムにより発生する故障や欠陥、瑕疵、事故等についてSIIは一切の責任を負わないこととします。製品の瑕疵については、対象蓄電システムを出荷・販売した事業者等が責任を負うこととします。
- 2. 量産型登録蓄電システムに不具合等(製品の個体差によるものは含まない)が発生した場合は、 その対策・対応を進めるとともに、速やかにSIIへの報告を行ってください。SIIは、その 不具合の内容により文書での報告を求めることが出来るものとします。また、不具合等により機 器の交換を行う場合は、未使用品を使用すること。
- 3. SIIは製品の恒常的な安全を促すために、必要に応じて格別の理由なく、単独で、又は指定認 証機関と共に製造事業者等の立入検査ができます。製造事業者等は、SIIが求める検査に応じ なければなりません。またSIIは、検査の結果に応じて、その事業者の蓄電システムをすべて 補助対象外とする場合があります。
- 4. 量産型登録蓄電システムの登録を行った申請者は、申請書類一式を本補助事業の終了から5年間以上保管し、事業終了後においても閲覧や提出に協力しなければなりません。
- 5. 量産型登録蓄電システムの申請書において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
- 6. 前項5の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
- 7. 前項6により製造事業者等に不正行為があったと認められたときは、蓄電システムの登録を取消 すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期 間指名等の対象外とすることができるものとします。
- 8. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより製造事業者等の関係者の関与が認められた場合、その事業者の登録蓄電システムを全て補助対象外とする場合があります。
- 9. 前項3、7、8の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に 補助事業者等に本補助事業の補助金が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。
- 10. 前項9の補助金相当額を請求したときには、当該補助事業者等が補助金を受給した日から製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとします。
- 11. 製造事業者等が納付すべき額を納期日までに納付しない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとします。
- 12. 申請された内容に変更(機器に係る仕様、印刷物・ホームページ等含む)があった場合は、SII への報告を行ってください。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合は、速やかに原状復帰、または追加の変更・修正を行ってください。

1. 性能及び表示基準 :

公募対象となる蓄電システムは、次に示す性能及び表示基準を満たさなければなりません。表示は、蓄電池部と蓄電システムのどちらに関する事項であるかを明確にしてください。詳細は「平成26年度補正定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金補助対象基準」をご参照ください。また、申請の際は、性能及び表示基準が申請書・添付書類に明記されているかをご確認の上、提出ください。

(1) 蓄電池部

蓄電池部とは、リチウムイオン蓄電池(単電池、又は組電池)と、これを制御する制御部(バッテリーネージメントユニット等)を含む、蓄電システムの構成部品です。

定格容量

「JIS C 8715-1」で定められた方法により、単電池の定格容量を指定してください。定格容容量の単位はAhとします。製造事業者は、単電池の容量の測定値を提出し、定格容量がこれらの測定値以下に設定されていることを示してください。

② 公称電圧

単電池の電圧を指定又は同定するために用いられる適切な電圧値を指定してください。

③ 蓄電容量

単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の蓄電容量(小数点以下第二位を四捨五入)が、1.0kWh以上でなければなりません。蓄電容量の単位はWh、kWh、MWhのいずれかとします。



④ サイクル耐久性

「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」の別紙1に基づき、充放電サイクル試験を行い、別紙1の③サイクル試験のステップ6で算出される試験後の容量の割合が、2,000サイクル後で定格容量の60%以上であることを示してください。

(2) 蓄電システム

蓄電システムとは、蓄電池部とインバータ等の半導体電力変換装置等からなるシステムです。 蓄電システムの構成機器(蓄電池部、電力変換装置等)の組合わせ毎にパッケージ型番を付番してください。

※ パッケージ型番についてはP. 19をご参照ください。

定格出力

定格出力を指定して、定格出力可能時間を取扱説明書等に明記してください。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる、製造事業者が指定する最大出力とします。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとします。

② 定格出力可能時間

定格出力可能時間を当該蓄電システムの添付書類に明記してください。定格出力可能時間とは、定格出力を用いた場合の出力可能時間とします。定格出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は1分刻みで表示してください。出力時間が10分以上の場合は5分刻みの切り捨てとします。ただし、蓄電システムの運転にあたり、補器類の作動に外部からの電力が必要な電力システムについては、その電力の合計も併記してください。単位はW、kW、MWのいずれかとします。

③ 出力可能時間の例示

- 1)複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、代表的なモードでの出力可能時間を少なくとも一つ例示してください。出力可能時間とは、蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とします。このときの出力は蓄電システム製造事業者が指定する値でかまいません。
- 2) 設置希望者の蓄電システムの選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間の例示も認めます。この場合は出力と出力可能時間を表示してください。出力の単位、出力可能時間の単位、補器類が必要な場合については①、②に準じます。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にしてください。

④ 保有期間

蓄電システムの設置にあたり、補助金を受ける場合、所有者は当該蓄電システムを法定耐用年数(6年間)の間、適正な管理・運用を図らなければなりません。このことを、当該蓄電システムの添付書類に明記し、所有者への注意喚起を行ってください。

⑤ 修理保証

対象蓄電システムの納品完了日(設置完了日)より、6年間の修理保証をしなければなりません(無償・有償は問いません)。修理保証として対象蓄電システムの納品完了日(設置完了完了日)より6年間は当該蓄電システムの所有者からの求めに応じて適切な点検及び修理保証することを、当該蓄電システムの添付書類に明記してください。また、当該蓄電システムの所有者からの求めに適切に対応することが可能な体制を維持し、保守部品等を保持してください。

⑥ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄または回収する方法について、当該蓄電システムの添付書類・製品情報ホームページ上に明記してください。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記してください。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

⑦ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、補助対象機器の取扱説明書等に明記してください。

⑧ 外形寸法

蓄電システムの外形寸法、および重量が明記された書類をSIIに提出してください。なお、 蓄電システムが複数のユニットから構成されている場合は、各ユニットの外形寸法、及び重 量を適切な単位で明記してください。

9 付加機能

本補助金の補助額に関係する付加機能(系統連系等、太陽光発電システム連携、高サイクル耐久性、ECHONET Lite対応)については、あらかじめ指定認証機関の審査を受け、申請の際に、指定認証機関発行の「補助金加算要件確認書」をご提出ください。

- ※ ECHONET Lite対応に関しては指定認証機関発行の「ECHONET Liteチェックシート」と指定認証 機関の審査を受ける際に提出された「定置用リチウムイオン蓄電池補助金の付加機能に関する宣 言書」を併せてご提出ください。
- ※ 「平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池補助金導入支援事業費補助金」の際に取得した 「補助金加算要件確認書」、「ECHONET Liteチェックシート」並びに「定置用リチウムイオン蓄 電池補助金の付加機能に関する宣言書」も本公募の対象書類とします。

付加機能	審査基準	提出書類
系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。 系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切換時間が10ms以 下であり、かつ、任意の時間にタイマー、通信制御のいずれかにより充放電を行う機能 を有していること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する 付加機能加算要件確認書
太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能があること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する 付加機能加算要件確認書
高サイクル 耐久性	2,000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する認証書 又は、付属書の写し
ECHONET Lite 対応	ECHONET Lite 規格に準拠し、かつ、接続可能なHEMS機器がカタログ、パンフレット等に記載されていること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	認証機関が発行する補助金加算要件確認書・チェックシート、及びSIIが指定する宣言書

⑩ 出荷証明書(保証書等)

パッケージ型番毎に、製造番号が印字された出荷証明書(保証書等)を発行してください。

※ パッケージ型番についてはP. 19をご参照ください。

⑪ 蓄電システム銘板

製造事業者名、パッケージ型番、製造番号が記載された銘板を当該蓄電システムに貼付してください。なお、これらの項目は1か所で確認できるようにしてください(写真1枚に収まる範囲が目安)。銘板の記載については、視認性・可読性に配慮し、文字の大きさ、色づかい、光の反射、劣化による文字のスレや剥がれがないようにしてください。

2. 安全基準 : 公募対象となる蓄電システムは「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」を満たさなければなりません。詳しくは別紙「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」をご参照ください。

パッケージ型番についての基本ルール

■パッケージ型番の付番について

原則として量産型登録蓄電システムとして申請する構成機器(蓄電池部、電力変換装置等)の組合わせ毎に パッケージ型番を付番し、そのパッケージ型番毎にシステム認証を受けた上で量産型登録蓄電システムの申 請を行ってください。

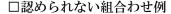
組合わせる機器毎に、それぞれ型番・製造番号等が付番される場合も、必ず量産型登録蓄電システムとして 申請する機器の組合わせ毎にパッケージ型番を付番してください。

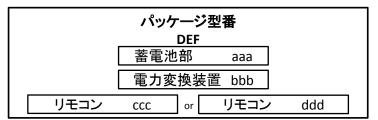
パッケージ型番に含まれる本体機器の組合わせは常に一意であるようにしてください。

- ※ 組合わせが異なる場合は、組合わせ毎にパッケージ型番を付番して申請を行ってください。
- ※ 類似する構成機器(ケーブルの長さ、リモコンの種別等)による違いであっても、それぞれの組合わせ 毎にパッケージ型番を付番して申請を行ってください。









■出荷証明書(保証書等)について

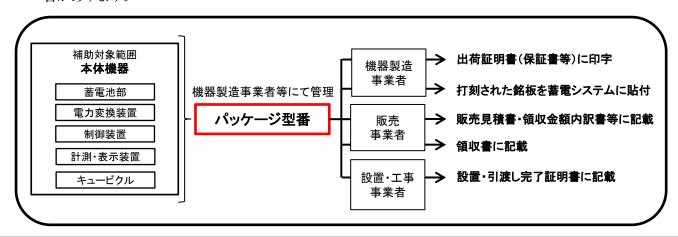
登録するパッケージ型番毎に製造番号を付番して、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が印字された出荷証明書を発行してください。その書類(コピー)を補助金申請の審査対象とします。

※ 登録するパッケージ型番の出荷証明書の発行ができない場合は、本公募の対象外となる場合があります。

■銘板について

登録するパッケージ型番毎に製造番号を付番して、そのパッケージ型番・製造番号・機器製造事業者名が打刻された銘板を本体機器に貼付してください。その銘板写真を補助金申請の審査対象とします。

※ 登録するパッケージ型番の銘板を本体機器に貼付することができない場合は、本公募の対象外となる場合があります。



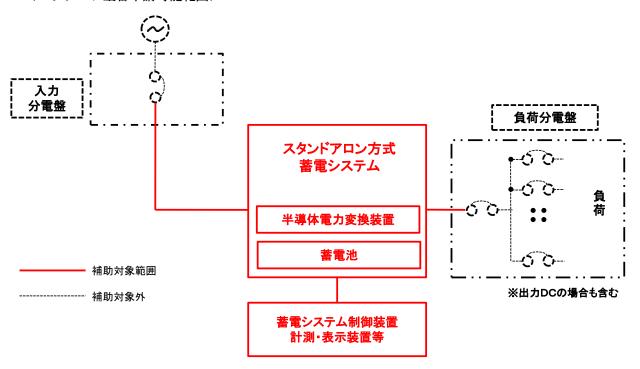
補助対象範囲(パッケージ型番に含めることができる機器等)は蓄電システム機器本体と、それに付随する付帯設備となります。蓄電システム設置に伴う諸経費、工事費等、その他の費用については補助対象外とします。

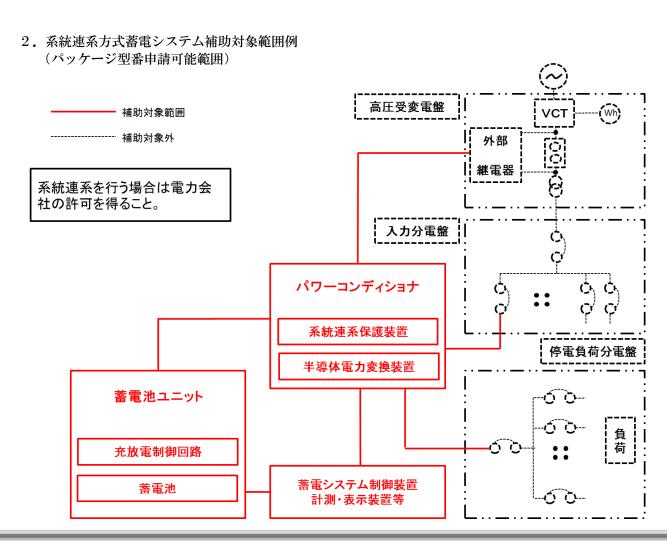
※ 詳しくは「平成26年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」を ご参照ください。

		項目	蓄電容量 1.0kWh未満	蕃電容量 1.0kWh以上
蓄電システム費用	本体機器	下記①②の両方を備えた蓄電システム ①蓄電池部(リチウムイオン蓄電池) ②電力変換装置(※1) (インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) ③蓄電システム制御装置(※2) ④計測・表示装置(※2) ⑤キュービクル(※3)	補助対象外	補助対象
その他	工事	蓄電システムの設置に伴う工事費(基礎工事、据付・配線工事含む)		補助対象外
費用	その他	消費税、サービス利用料、通信費、申請手数料等		

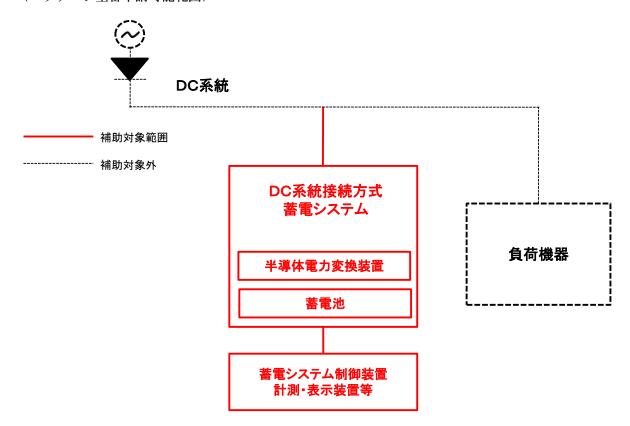
- ※1 対象蓄電システムに付随するものに限ります。
- ※2 他の機器に付随しないものであること。また量産型登録蓄電システムに関しては蓄電システムと共に 認証を取得し、パッケージ型番として補助対象機器の申請を行うことができる場合のみ補助対象とし ます。
- ※3 蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器、配線等を収納する箱(外箱)であり、各種法令により定められた基準に準拠するものとします。また量産型登録蓄電システムに関しては蓄電システムと共に認証を取得し、パッケージ型番として補助対象機器の申請を行うことができる場合のみ補助対象とします。

1. スタンドアロン方式蓄電システム補助対象範囲例 (パッケージ型番申請可能範囲)





3. DC系統接続方式蓄電システム補助対象範囲例 (パッケージ型番申請可能範囲)



※ 蓄電システムに必要な接地端子までは補助対象範囲とする。

1. 申請書の入手方法

S I I ホームページ(http://sii.or.jp/lithium_ion26r/)から申請類一式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成してください。

2. 提 出 書 類 :

No.	形式	書類名称	部数	備考
1	様式1	量産型登録蓄電システム申請書		
2	様式2	2 量産型登録蓄電システム情報		
3	様式3	量産型登録蓄電システム概要 1	機器数分	
4	様式4	量産型登録蓄電システム概要 2	機器数分	
5	様式5	様式 5 量産型登録蓄電システム概要 3		
6	自由形式	申請法人の定款	1 部	
7	自由形式	形式申請法人の概要		
8	自由形式	決算報告書		直近3か年分
9	定型	商業登記簿謄本		原本 発行から3か月以内
10	認証機関 指定形式			写し
11	認証機関 指定形式	<指定認証機関発行> 機器安全基準チェックシート	機器数分	写し
12	認証機関 指定形式	<指定認証機関発行> 蓄電池部認証書	機器数分	写し
13	認証機関 指定形式	<指定認証機関発行> 震災対策基準確認書	機器数分	写し
14	認証機関 指定形式	<指定認証機関発行> 補助金加算要件確認書、ECHONET Liteチェックシート	機器数分	写し ※付加機能がある場合のみ
15	SII 指定様式			※付加機能がある場合のみ
16	自由形式			印字例を記載したもの
17	自由形式	自由形式 銘板サンプル 機器数分		
18	自由形式	製品添付書類等 取扱説明書、仕様書、カタログ、社内体制図(トレーサビリティ) 等	機器数分	

- ・指定書式の書類は、必要項目をもれなく記載してください。
- ・ 自由形式の書類について、SIIがもとめる事項が判別しにくい場合は付箋やマーカーで目印をつけてください。
- ・ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し (タブ) をつけてください。
- 3部(正1部、副2部)作成し、2部(正1部、副1部)をSIIに提出、1部(副1部)を 申請担当者が保管してください。
- ・ 提出書類に不備・不足等がある場合、審査の対象にならないことがあります。提出前に必ず 確認をしてください。

1. 申請書の提出先 (問 合 せ 先) **〒**104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (SII) 審査第三グループ リチウムイオン蓄電池補助金 量産型登録蓄電システム申請担当宛

※ 封筒表面に赤字で『量産型登録蓄電システム申請書在中』と必ず記入 してください。

T E L : 0 3 - 5 5 6 5 - 4 9 5 8

(受付時間:平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

2. 審 査 方 法 関係分野の専門家からなる外部審査委員会にて認められた基準に準拠し審

査を行います。

3. 量産型登録 蓄電システムの公表 採択された量産型登録蓄電システムは、SIIホームページで公表します。

公表する内容は、以下のとおりとします。

• 事業者名(申請者名)

• 製品名称

パッケージ型番

• 定格出力

• 蓄電容量

付加機能の有無

• 基準価格(A値)

目標価格(B値)

補助対象機器毎の補助上限額

· 製品情報URL

4. 結 果 の 通 知 : 申請者宛てに書面にて通知します。

5. 採択後の留意事項 : ① 以下の場合は、速やかにSIIへ報告を行い、SIIの指示に従って

ください。

・量産型登録蓄電システムに不具合が発生した場合

申請情報に変更が発生した場合(担当者、連絡先、HP情報等)

・ 量産型登録蓄電システムの仕様を変更する場合

・ 量産型登録蓄電システムを生産 (販売)終了とする場合

② 補助対象基準については、今後の国内外における規格の整備の進捗、その他の市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。その場合、SIIは変更内容及び対応方法について機器製造事業者等に事前に通知すると共に、その内容をSIIホームページにて公表します。

— 24 —

No.	 更新日	更新ページ	更新内容
1	2015/3/16		初版
2	2015/3/17	P.7	計算例の補助額の変更
2		P.1 7	補助対象基準の見出し番号の変更
3	2015/4/20	P.2	申請受付期間の変更(受付終了日の追加)
0	2015/4/20	P.10	公募期間の変更(公募終了日の追加)